

徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託した者が、使用料又は手数料を納付する場合（第一号に掲げる場合を除く。）

第四条第二項中「隊長」を「生活安全企画課許可事務指導室長、交通指導課高速道路交通警察隊長」に改める。

別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項の項名を「徳島県経済産業関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）」に改め、同表徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の六号を加える。

三百五十五の十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

三百五十五の十四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料

三百五十五の十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料

三百五十五の十六 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

三百五十五の十七 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料

三百五十五の十八 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）

の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項中第三百七十九号の十七を削り、第三百七十九号の十八を第三百七十九号の十七とし、第三百七十九号の十九を第三百七十九号の十八とし、第三百七十九号の二十を第三百七十九号の十九とし、同項第四百二十九号の次に次の五号を加える。

四百二十九の二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

四百二十九の三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料

四百二十九の四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料

四百二十九の五 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

四百二十九の六 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項の改正規定、同表徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に六号を加える改正規定及び同表徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百二十九号の次に五号を加える改正規定は、公布の日から施行する。